

## 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準

### —目次—

- 第1 開所時間及び開所日
- 第2 放課後児童支援員等の数及び資格
  - 1 放課後児童健全育成事業
  - 2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合
- 第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積
  - 1 構造設備
  - 2 面積
- 第4 非常災害に対する措置
- 第5 安全計画の策定と措置
- 第6 業務継続の策定と措置
- 第7 育成支援
- 第8 おやつ等の提供
- 第9 健康管理・衛生管理・安全確保
- 第10 利用者への情報提供
- 第11 要望及び苦情への対応
- 第12 備える帳簿

### 第1 開所時間及び開所日

(1) 事業所の開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、設定すること。

- 開所時間については、小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）は1日につき3時間以上の開所を原則とする。
- 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、設定する。

### 第2 放課後児童支援員等の数及び資格

#### 1 放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置すること。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、おおむね40人以下とする。
- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数（登録時の利用希望日数を基に算出）を加えた数であること。
- 利用希望が週のうち特定の曜日に集中し定員を著しく上回る状況が恒常的に続く場合は、当該曜日において児童の処遇が大きく低下することが考えられるため、他の職員を追加配置するなど安全面への配慮が求められること。

(2) 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して 1 年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。）とする。

(3) 放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）は、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと。

ただし、利用者が 20 人未満の事業所については、最低 1 人の放課後児童支援員が専任であって、その 1 人を除く放課後児童支援員等が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる場合は、この限りでない。

## 2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合

(1) 放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることはできない。ただし、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、両事業において放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の実施に適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことは妨げない。

## 第 3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

### 1 構造設備

(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた「専用区画」があること。

○ 「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものであること。専用区画には、事務室、便所等は含まないこと。なお、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

(2) 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(3) 専用の区画を設けるほか、児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えていること。

(4) 専用区画及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供していること。

(5) 採光及び換気が確保されていること。また、衛生及び安全が確保されていること。

### 2 面積

(1) 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上であること。

○ 「児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」は、専用区画の面積を「児童の数」で割った値をいうこと。なお、「児童の数」の考え方は、一の支援の単位を構成する「児童の数」と同義であること。

#### 第4 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○ 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○ 各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくこと。

○ 災害等が発生した際の対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。

○ 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回以上実施すること。

#### 第5 安全計画の策定と措置

(1) 利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を定めること

○ 設備の安全点検の実施に関すること、事業所内外での活動、取組等について安全確保ができるために行う指導に関すること、職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであること。

(2) 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

○ 職員に対する研修及び訓練は、年1回以上実施すること。

(3) 放課後児童健全育成事業者は、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

○ 利用児童の安全の確保に関して、取組内容等を周知し、保護者との連携を図ること。

(4) 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うこと。

○ 安全計画に基づいた実施内容の評価は年1回以上行い、計画の改善を図ること。

#### 第6 業務継続計画の策定と措置

放課後児童健全育成事業者は、事業者ごとに、感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めること。

○ 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。

○ 災害時の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にしていること。必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続することを想定していること。

## 第7 育成支援

### (1) 育成支援の内容

ア 子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を工夫すること。

[おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮]

- ・幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。
- ・放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- ・子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

[おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮]

- ・「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ・同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。

[おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮]

- ・大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ・ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ・思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

イ 子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくように配慮がなされた育成支援を行うこと。

○遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童健全育成事業所の中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状態にも十分に配慮する必要がある。

ウ 障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。

(1) 障害のある子どもの受け入れの考え方

- 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように努めること。

(2) 障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童健全育成事業所の中で、子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童健全育成事業の状況や育成支援の内容を記録すること。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解すること。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮すること。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。
- 障害児虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念に基づき、障害を理由として障害のない子どもと不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある子どもの権利利益を侵害してはならない。

エ 児童の発達や養育環境の状況等を把握し、児童が発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行うこと。

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者と協議の上で、各区こども家庭支援課又は児童相談所に速やかに通告し、連携して放課後児童健全育成事業として適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援

が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、各区こども家庭支援課や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

- 放課後児童健全育成事業所での生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、各区こども家庭支援課、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

### (3) 対応に当たっての留意事項

- (1) (2) の対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

## (2) 放課後児童支援員等の役割

※この項目における「運営指針」とは、「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月雇児発 0331 第 34 号）」をいう。  
この指針は、放課後児童健全育成事業の運営について、全国的な一定水準の質を確保するために国が定めたものである。

ア 児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育て支援を行うこと。

### イ 保護者との連携

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。

ウ 運営指針を理解する機会を設ける等、放課後児童支援員等の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 運営指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、放課後児童支援員等の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施している放課後児童支援員等の資質の向上のための研修等への参加が望ましい。

エ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

オ 児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、児童相談所や関係機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・ 社会的援助が必要な家庭状況である場合

## (3) 保護者との連絡等

ア 保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。

- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要であること。その他、保護者の迎への際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。

イ 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合など、速やかに連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が容易に分かるようにしておくこと。

## (4) 事故発生時の対応

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、必要な措置を講ずること。

○「必要な措置」について

- ・事故やケガが発生した場合に、適切な処置を行うとともに、児童の状況等について、保護者に連絡し、運営主体及び各区こども家庭支援課に報告すること。
- ・賠償すべき事故が発生した場合に備えて、必ず損害賠償保険や傷害保険等に加入しておくこと。

○事故報告について

- ・活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故報告書を提出すること。
- ・生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報紛失、交通事故、緊急災害等の場合は、事故報告書によらず速やかに連絡し、別途事故報告書を提出すること。
- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、事故報告書によらず速やかに連絡し、事故報告書については第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内程度に行う。また、状況の変化等を必要に応じて追加報告を行うこと。

(5) 学校との連携

利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること。

- 小学校等における利用者の状況と事業者における利用者の状況について、情報交換や情報共有を定期的に行うことが望ましい。

(6) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果の公表に努めること。

## 第8 おやつ等の提供

- (1) 栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供すること。昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫すること。
- (2) 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

- および衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにすること。

## 第9 健康管理・衛生管理・安全確保

- (1) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。また、保護者とその状況を共有する。

○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応すること。

○子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握すること。

○遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとること。

- (2) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ おやつ等の提供に携わっている職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている。

- (3) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

#### (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、日常の衛生管理に努めるとともに、職員に対し研修及び訓練の実施に努めること。

- 感染症の予防として、手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めるとともに、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止にも努めること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や放課後児童支援員等の間で共有せず、一人一人のものを準備すること。
- 土曜日や学校長期休業日等で、弁当を持参する場合、保管場所など衛生管理に配慮すること。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐように努めること。
- 食中毒の発生の疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じ、拡大を防ぐよう努めること

#### (5) 安全確保

日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。

- 職員の配置に気を配り、死角を作らないようにすること。

#### (6) 自動車を運行する場合の所在の確認

放課後児童健全育成事業者は、利用児童の事業所内外での活動、取組等のため自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用者の所在を確認すること。

- 安全運行マニュアル等の策定に努め、日々確実に所在の確認を行うこと。
- チェックシート等を作成し、日々の確認状況を記録するように努めること。

### 第10 利用者への情報提供

提供するサービス内容は、運営規程に定めた上で、利用者へ周知しなければならないこと。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 開所している日及び時間
  - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
  - (5) 利用定員
  - (6) 通常の実業の実施地域
  - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他事業の運営に関する重要事項



## 第11 要望及び苦情への対応

(1) 児童や保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずること。

○ 「必要な措置」とは

- ・ 要望及び苦情受付の窓口を決めること。
- ・ 事業所内における要望及び苦情解決のための手続を明確化すること。
- ・ 受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること。
- ・ 第三者窓口※を案内するように努めること。

※かながわ福祉サービス運営適正化委員会、各区こども家庭支援課等

(2) 要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めること。

## 第12 備える帳簿

職員、財産、収支及び利用している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

○ 職員に関する帳簿等

- ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等

○ 財産に関する帳簿等

- ・ 活動場所に関する固定資産や備品台帳等

○ 収支に関する帳簿等

- ・ 利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な会計管理が行われている記録等

○ 運営に関わる業務の記録等

- ・ 業務の実施状況に関する日誌等

○ 利用している児童の状況を明らかにする帳簿等

- ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

○ 労働基準法等の他法令においても、事業所ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、放課後児童健全育成所も事業場に該当することから、施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

(例)

- ・ 労働者名簿（労働基準法第 107 条）
- ・ 賃金台帳（労働基準法第 108 条）
- ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）